

職開発0317第2号
平成23年3月17日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施
に係る留意事項について

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例については、平成23年3月17日付け職発0317第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記にも留意の上、遺漏のないようお願いする。

記

1 周知方法

雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）の具体的な活用事例等について、別添のリーフレットを活用（必要に応じて連絡先等を追記）して、労働局及び公共職業安定所の窓口並びにホームページ等により積極的な周知を図るとともに、特に利用が多く見込まれる地域については雇調金の利用に係る説明会等も実施すること。

2 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例

東北地方太平洋沖地震被害に伴う労働者の雇用維持についての相談があった場合、雇調金の説明に加え、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例についてもあわせて説明すること。

また、結果的に雇調金を受給することとした場合、事業主から労働者に休業手当が支払われることとなるため、当該労働者については雇用保険の特例が適用されないことに留意して周知すること。

3 経済上の理由による事業活動の縮小の具体例

経済上の理由による事業活動の縮小の具体例は、別添リーフレットに記載のとおりであるが、経済上の理由による事業活動の縮小はリーフレットに記載のあるものに限られるものではないため、事業主から相談があった場合は、個別に事情を聞いて判断すること。なお、経済上の理由であることは事業活動の縮小を確認する際（初回計画届の確認時）に要件となるものであり、既に対象となっている事業主が実施する個々の休業について要件となるものではないことに留意すること。

4 計画届等の提出方法

計画届及び支給申請書については、「管轄労働局又は公共職業安定所の窓口で確認を受けることを原則とする」こととなっているが、震災の影響でこれが困難な場合は、各労働局及び公共職業安定所の実情に応じて柔軟に対応すること。

5 業務統計

局長通達記第2の1にある対象事業主については、従来的一般事業主と同様の業務統計を別途とることとしているため、計画届や支給申請書に係る頻数を集計する際には留意すること。なお、具体的な集計用紙等については別途通知する。